

高知市は、四国南部のほぼ中央に位置し、北部には山林、西部は丘陵地、中央部から東部にかけて平野が開けており、特に東部には水田地帯が広がっています。また、南部は太平洋に臨み、夏から秋にかけては雨量も多く、台風の襲来がたびたびありますが、北に四国山地、南に黒潮の暖流が巡る南国的な明るい都市です。四国山地支峰に源流を発する鏡川の下流域を中心として都市部が形成されており、河川は飲み水を確保するだけでなくアユ釣りや子供たちの水遊びの場になるなど、市民の生活の内に親しまれています。さらには、市民が安心して暮らせるよう生活環境及び健康等に影響を及ぼす恐れのある環境汚染による被害の未然防止のためには、緑や水等の自然資源の保全だけでなく環境測定の実施及び事業場等の監視・指導が求められています。

寄せられる公害の苦情及び相談については、大気・水質といったいわゆる典型七公害等は環境部環境保全課が対応しており、そのうち環境保全係 5 名で担当しています。また「野焼き」や廃棄物に関する苦情は、廃棄物所管課が対応しているところです。

近年では公害苦情の件数は減少傾向にあり、平成 29 年度では、最も多かった騒音・振動関係で 11

件、その後悪臭関係 6 件、大気汚染関係 5 件、水質汚濁関係 2 件と続きます。市民の生活を広域的に阻害する、事業場から発生するものは少なくなり、これに代わって最近特に目立ち始めたものに、近隣の生活環境によるものなどがあります。

事業場に関する苦情は、規制基準がかからない規模であったり、規制のかかる事業所であっても測定の結果基準を満足していたりと、単純に規制を中心とする対応では解決が困難な場合も少なくありません。そのような中で状況が改善した事例では、相



鏡川と高知市街

談者の望みを正しく汲み取り対応できた場合が多いように感じます。最初は規制基準と照らして指導してほしいという相談内容であっても、話を聴く中で本当の要望がもっと単純な水路の清掃であったりすることもあり、水質に変化がなくとも、また規制のかかる事業場でなくとも、相談者の納得が得られる場合もあります。



太平洋を望む坂本龍馬像

必ずしもすべての要望にこたえられるわけではありませんが、しっかりと話を聴くことで相談者の不安を受け止めること、そしてその中から解決の糸口をつかんだらそれに向けて迅速に動くことを基本とし、これからも高知市を安心して暮らせるまちとするために努めてまいります。